

2024年 10月 第147号



産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



漸く秋らしい爽やかな日々となりましたが、組合員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。JCI産業文化協同組合は、本年9月28日をもって創立15周年を迎えることができました。これもひとえに組合員皆様方の温かいご支援によるものと深く感謝申し上げます。

これからも「組合員様のお役に立てる組合」を目指し邁進して参りますので、尚一層のご愛顧を賜ります様、心よりお願い申し上げます。

技能実習生の現場で必要な労務管理



今般、外国人技能実習機構より発表された「実習実施者（企業様）における主な違反指摘内容」についてお伝え致します。多くは悪質で完全に労働基準違反であるという事例ですが、中にはうっかり見落とされていた、ちょっとした勘違いなどで指摘を受けいている事例も多くございます。それらについてお知らせ致します。

▼一週間のうち労働時間が40時間を超える週がある▼

労使協定、年間カレンダーを添えて所管の労働基準監督署へ変形労働時間制に関する協定届をご提出して頂ければ問題はございません。ですがこの手続きが無いと原則の週40時間1日8時間が法定労働時間とされ、未払い残業手当・休日出勤手当を指摘される可能性がございます。外国人技能実習機構の実施検査で一番多い指摘事項となっております。尚、例年提出しているが、今年はうっかり忘れていたという場合、協定の有効期限は遡ることができませんので、毎年期限が切れる前にご用意、届出の準備をお願い申し上げます。

▼勤怠記録の確認▼

勤怠管理は1分単位での記録が必要です。良く見受けられるのが5分、10分単位等でまとめる計算方法、満たない端数は切り捨てなど、これらは不可となります。（自動的にまとめるソフトを導入されている企業様は今一度ご確認ください。）

また本年4月より運用要領が一部改正となり、技能実習計画に深夜時間帯を含むものに変更する場合は、変更認定が必要となりました。深夜業に常時従事する労働者（午後10時～午前5時までの勤務を週1回、または1ヵ月に4回以上）は、6ヶ月毎に1回の定期健康診断が必要となります。

▼不法就労助長罪▼

外国人を不法に就労させたり、不法就労をあっせんした場合不法就労助長罪にとわれ、3年以下の懲役・300万円以下の罰金が課せられておりましたが、改正により一層厳格化し、**5年以下の懲役・500万円以下**



の罰金となりました。

外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者である事を知らなかったとしても、在留カードを確認していない等、過失がある場合は処罰を免れることが出来ません。書類送検のリスクが有る上、技能実習制度においては、厚生労働省 HP で企業名・代表者名の実名公表や、技能実習計画の取消し、**行政処分リスク（特定技能を含め 5 年間の受け入れ停止）**がございします。

入社時には在留カードの原本の確認とコピーの保存。また出入国在留管理庁が提供している「在留カード等読取アプリケーション」(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>) などをご利用頂き、入管法違反を防止下さるよう、お願い申し上げます。

▼パワーハラスメント▼

近年「パワハラ防止」という単語も普通に聞かれるようになりました。身体的な攻撃（暴行・障害）や、精神的な攻撃（酷い暴言、脅迫、侮辱）は過去に比べてかなり減少し改善されましたが、パワハラと思わず行った事が、機構監査でパワハラと指摘された事例がございました。

ある会社の社長は実習生達に体力をつけて欲しい、病気に負けない身体になって欲しいとの思いから毎日 50 回腕立てふせを腕立て伏せを行わせていました。実習生達から非常に辛いと申し出があり、今後は行わせないようにと改善勧告を受けました。体力づくりで良かれと思い行かせた事がパワハラ認定を受ける事になり、社長はさぞかし残念であったと思います。



▼企業様が見落としがちな労働時間▼

下記の「○」の項目は労働者が使用者に労務を提供し、使用者の指揮命令に服している時間となりますので、労働時間となり、賃金が発生致します。

- 強制参加の勉強会
- 参加が義務付けられている安全衛生教育等の時間
- 強制参加の朝礼、朝の掃除
- 業務上必要で、使用者からの命令での A 作業場から B 作業場への移動時間

以下「●」の項目は当てはまりません。

- 積み荷の荷下ろし等の作業無しの場合（自宅から職場への移動時間）
- 職場に早めに到着してお茶を飲む、新聞を読む
- 宿舍の掃除



▼サービス残業▼

法令順守は大前提ですが、時間外労働を希望する実習生が多いのも事実です。

ある縫製業の技能実習生は手取りを増やしたい為、時間外労働をしたい事を社長に申し出ました。

社長は手当は完全には払えないが、半分なら払えると伝え、実習生も承諾しましたが、後日労基署に駆け込まれました。

日本人労働者にありがちなサービス残業の概念は無く、例え本人が一度は承諾したとしてもサービス残業は未払い賃金と見なされ、労働基準法違反となります。